

藤沢市老人クラブ補助金交付要綱

制定 平成 4年 4月 1日
改正 平成23年 3月31日
改正 平成24年 3月31日
改正 平成26年 3月31日
改正 平成30年 4月 1日
改正 平成31年 4月 1日
改正 令和 7年 4月 1日

(趣旨)

第1条 市長は、地域を基盤とする高齢者の自主的な組織である老人クラブの活動のより一層の活性化を図り、地域の高齢者が、生きがいや健康づくりを推進することにより、保健福祉の向上に資することを目的に老人クラブ等の運営に対し、老人福祉法（昭和38年法律第133号）、藤沢市補助金交付規則（昭和35年藤沢市規則第11号）及びこの要綱に基づき、予算の範囲内において、補助金を交付する。

(補助の対象)

第2条 補助金の交付を受けることができる老人クラブ及び老人クラブ連合会は、国の定める老人クラブ等事業運営要綱に基づき活動を行う、会員数が20人以上の市内の老人クラブ及びその連合会とする。

(補助金の額等)

第3条 補助金の種類、対象及び補助の額は別表のとおりとする。

- 2 前項の補助金は、交付申請時の老人クラブ数及びその会員数により算出するものとする。
- 3 運営費補助金のうち、会員数が20人から29人の単位老人クラブへの補助については、活動を通じて仲間を増やし、5年以内に30人以上クラブに移行することを努力義務として課すことを要件とする。

(補助金交付の申請手続)

第4条 補助金の交付を受けようとするものは、藤沢市老人クラブ補助金交付申請書(第1号様式)に次に掲げる書類を添えて、市長に提出しなければならない。

- (1) 収支予算書(第2号様式)
- (2) 活動計画を記載した書類
- (3) 役員及び会員名簿
- (4) 会則又はそれに準ずるもの

(補助金交付の決定)

第5条 市長は、前条の規定により、補助金交付の申請があったときは、審査のうえ、交付の可否を決定し、藤沢市老人クラブ補助金交付決定通知書(第3号様式)により、当該申請者に通知するものとする。

(届出義務)

第6条 補助金の交付を受けて事業を行うものは、次の各号のいずれかに該当したときは、速やかにその旨を市長に届け出なければならない。

- (1) 会長が替わったとき。
- (2) 会則またはそれに準ずるものを改正したとき。
- (3) 解散したとき。

(事業の計画変更)

第7条 第5条の規定により、補助金交付の決定通知を受けたものが、当該事業の計画を変更しようとするときは、速やかに藤沢市老人クラブ補助金事業計画変更承認申請書(第4号様式)に必要書類を添えて、市長に提出し、承認を受けなければならない。

2 市長は、前項の規定により申請があったときは、審査のうえ、適当と認めるものについて、藤沢市老人クラブ補助金事業計画変更承認通知書(第5号様式)により通知する。

(補助金の交付時期等)

第8条 補助金の交付時期は、次のとおりとする。

補助種類	補助対象	交付時期
運営費補助金	単位老人クラブ	年度当初の申請については、6月末日までとする。 ただし、年度途中において申請があった場合は、請求後速やかに交付することとする。
	藤沢市老人クラブ連合会	当該年度の6月末日までとする。
事業費補助金	藤沢市老人クラブ連合会	補助対象事業の実施を受け、当該年度終了後、速やかに交付することとする。
事業費補助金	藤沢市老人クラブ連合会	当該年度の6月末日までとする。

2 前項の規定により補助金の交付を受けようとするものは、交付決定後速やかに、老人クラブ補助金請求書兼口座振込依頼書(第6号様式)を市長に提出しなければならない。ただし、事業費補助金(県費を伴う補助金)については、別に定める日とする。

(事業実績報告書の提出)

第9条 補助金の交付を受けたものは、当該事業を完了したときは、藤沢市老人クラブ補助金事業実績報告書(第7号様式)に次に掲げる書類を添えて、当該年度終了後4月10日までに市長に提出しなければならない。

- (1) 収支決算書(第8号様式)
- (2) 活動記録を記載した書類

(備付帳簿)

第10条 補助金の交付を受けたものは、事業の施行に関し、必要な帳簿等を備え付け、5年間保管整備しておかななければならない。

(補則)

第11条 この要綱に定めるもののほか、藤沢市老人クラブ補助金の交付に関し必要な事項は、市長が別に定める。

附 則

(施行期日)

1 この要綱は、平成23年4月1日から施行する。

(検討)

2 市長は、令和8年3月31日までにこの要綱の施行状況について検討を加え、その結果について必要な措置を講ずるものとする。

附 則

(施行期日)

この要綱は、平成24年4月1日から施行する。

附 則

(施行期日)

この要綱は、平成26年4月1日から施行する。

附 則

(施行期日)

この要綱は、平成30年4月1日から施行する。

附 則

(施行期日)

この要綱は、平成31年4月1日から施行する。

附 則

(施行期日)

この要綱は、令和7年4月1日から施行する。

別表（第3条第1項関係）

補助種類	補助対象	補助額	
		会員数	月額
運営費補助金	単位老人クラブ	20 人～29 人（市単独の補助金）	2,900 円
		30 人～49 人	3,500 円
		50 人～69 人	3,800 円
		70 人～89 人	4,100 円
		90 人～109 人	4,400 円
		110 人～149 人	4,700 円
		150 人以上	5,000 円
	藤沢市老人クラブ連合会	次の（ア）及び（イ）の合計額とする。 （ア）年額 100,000 円 （イ）年額 3,000 円×藤沢市老人クラブ連合会加入クラブ数	
事業費補助金	藤沢市老人クラブ連合会	神奈川県高齢者在宅福祉事業費補助金交付要綱別表の老人クラブ活動等事業の補助対象基準（2）イ～オに掲げる事業（以下「補助対象事業」という。）に要した経費のうち、同要綱別表に掲げる対象経費であって、次の（ア）及び（イ）を上限とした合計額とする。 （ア）年額 20,000 円 （イ）年額 8,000 円×藤沢市老人クラブ連合会加入クラブ数	
事業費補助金 （市単独の補助金）	藤沢市老人クラブ連合会	年額 7,500 円×藤沢市老人クラブ連合会加入クラブ数	